

精神科医療関連制度基礎テキスト

自動車の運転に係る法律

第1章 道路交通法の一部改正

1. 平成26年6月1日に施行された道路交通法の一部改正の経緯

| | 栃木県鹿沼市におけるクレーン車による小学生多数が被害者となる交通事故 ※ | 愛知県名古屋市におけるブラジル人による飲酒・無免許死亡ひき逃げ事件 | 京都市祇園における運転者の疾病が関係した疑われる暴走による多数の死傷事故 | 京都府亀岡市における小学生多数が被害者となる交通事故 |
|--|--------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 発生時期 | H23.04.18 | H23.10.30 | H24.04.12 | H24.04.23 |
| 運転免許の有無 | 有 | 繰り返し無免許運転 | 有 | 繰り返し無免許運転 |
| 交通規制順守状況 | | 一方通行逆送 飲酒・ひき逃げ | | |
| 運転者が一定の病気が否か | 該当 | 否 | 該当 | 否 |
| 事故時の意識状態 | てんかん発作による意識障害 | | ? | 2日間運転し居眠り |
| ※クレーン車を運転していた男がてんかんの症状を隠して免許を取ったうえ、過去にも発作で繰り返し事故を起こしていたことが分かり、遺族らが道路交通法の改正などを求めておよそ20万人の署名を集め、国に提出 | | | | |

近年、悪質な交通違反における死傷事故事例が多発して社会問題となっています。その中で精神科医療に関係する「一定の病気等に係る運転者対策」等に対する道路交通法の一部改正が、平成26年6月1日に施行されました。

平成26年6月1日に施行された法改正の背景としては、平成23年4月18日には栃木県鹿沼市において、自身がてんかんの症状を隠して運転免許を取得しただけでなく、抗てんかん薬を服用せずクレーン車を運転し、発作を起こして児童6人を死亡させた事故や、平成24年4月12日に京都市の祇園において、てんかんが疑われる運転者が、ワゴン車を暴走させて6人を死亡させた事故等がきっかけとなっています。

特に、平成23年4月18日の栃木県鹿沼市の死傷事故事例では、過去にも発作で繰り返し事故を起こしていたことが分り、遺族らが道路交通法の改正などを求めて、およそ20万人の署名を集め、国に提出しています。「運転免許の拒否等又は取消し事由等」となる自動車の運転に支障を及ぼすおそれのある病気（以下「一定の病気等」）に関わる者が、虚偽の申告によって運転免許の取得や更新を行った場合は、上記の事故事例のような重大な事故につながる恐れがあるため、道路交通法の一部改正が行われました。

2. 平成 25 年 6 月 14 日に公布された道路交通法の一部改正の主な改正内容

| 項目 | | 改正前 | 改正後 |
|----------------|---|--------------------|------------------------|
| 悪質・危険運転者対策 | 無免許運転 | 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 | 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※1 |
| | 無免許運転の恐れを認識しながら 車の提供 同乗 | 禁止規定なし | 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金 ※1 |
| 自転車利用者対策 | 自転車で悪質な違反を繰り返す者(2回以上摘発) 講習を受講しなかった場合 | | 公安委員会の行う安全講習受講を義務付け ※2 |
| | ブレーキの効かない恐れのある自転車 | | 5万円以下の罰金 ※2 |
| | 路側帯走行 | | 道路右側帯通行可 |
| 一定の病気等に係る運転者対策 | 都道府県公安委員会 | 規定なし | 運転に支障をきたす病気の症状がないか質問可 |
| | 虚偽の申告をして免許を取得・更新した場合 | | 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
| | 医師 | | 任意で患者の診断結果を公安委員会に届出可能 |

施行期日：平成26年6月1日から施行、※1は平成25年12月1日から施行、※2は平成27年6月1日から施行

「一定の病気等に係る運転者対策」等を含む道路交通法一部改正は、平成 25 年 3 月 29 日に国会に提出され、平成 25 年 6 月 7 日に衆議院で可決成立し、平成 25 年 6 月 14 日に公布されました。

主な改正内容は、「悪質・危険運転者対策」、「自転車利用者対策」、「一定の病気等に係る運転者対策」の3点で、「悪質・危険運転者対策」は、平成 25 年 12 月 1 日から、「自転車利用者対策」は、平成 25 年 12 月 1 日（一部は平成 27 年 6 月 1 日）から、「一定の病気等に係る運転者対策」は平成 26 年 6 月 1 日から施行されています。

3. 道路交通法における一定の病気等について

(1) 運転免許に係る欠格事由の変遷

道路交通法は昭和 35 年に制定されましたが、制定当時の精神病患者やてんかん病患者等は「絶対的欠格事由」として、運転免許証を取得することができませんでした。

身体又は精神の障害を理由に免許や資格の取得に制限をかけ、不利益な取扱いを行うことを定めた法令の規定は、障害者が社会活動に参加することを不当に阻む要因となります。そのため、運転免許の取得及び更新については、平成 11 年 8 月に障害者施策推進本部で決定された「障害者に係る欠格事由の見直しについて」を踏まえ、平成 13 年の道路交通法の改正時に「絶対的欠格事由」から「相対的欠格事由」に変更されました。

(2) 平成13年改正後の道路交通法

免許取得等については、道路交通法第90条の「免許の拒否等」に規定されています。公安委員会は運転免許の試験に合格しても下記の一から七に該当する者と判断した時には、免許を与えない、又は6月を超えない範囲で保留することになります。

ただし、平成13年の道路交通法の一部改正により運転免許の取得及び更新については下記の(イ)から(ハ)に該当する病気にかかっている者であっても「自動車の運転に支障のない状態」であれば、運転免許証を取得することができる「相対的欠格事項」に変更されています。

<道路交通法 第90条 免許の拒否等>

公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者（当該運転免許試験に係る適性試験の受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあっては一年を、仮免許にあっては3月を経過していない者に限る。）に対し、免許を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。）を与えず、又は6月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一 次に掲げる病気にかかっている者

- イ 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの
- ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの
- ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

一の二 介護保険法第5条の二に規定する認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態）である者

二 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

三 第八項（公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け、又は公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨）の規定による命令に違反した者

四 自動車等の運転に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をした者

五 自動車等の運転者を唆してこの法律の規定に違反する行為で重大なものとして政令で定めるものをさせ、又は自動車等の運転者が重大違反をした場合において当該重大違反を助ける行為をした者

六 道路以外の場所において自動車等をその本来の用い方に従って用いることにより人を死傷させる行為で次項第五号に規定する行為以外のものをした者

七 第二百二条第六項（公安委員会は、第一項から前項までの規定により適性検査を行おうとするときは、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な事項を当該適性検査に係る者に通知しなければならない。）による通知を受けた者

(3) 道路交通法で規定されている「一定の病気等」

道路交通法で規定されている「一定の病気等」とは、道路交通法 90 条 免許の拒否等に示されたイ「幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの」、ロ「発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの」等になっています。具体的な疾患としては、「統合失調症」、「てんかん」、「再発作性の失神」、「無自覚性の低血糖症」、「そううつ病」、「重度の眠気の症状を呈する睡眠障害」、「その他自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気」、「脳卒中」、「認知症」の9つの疾患に「アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒」を加えたものが「一定の病気等」に該当します。

ただし、「統合失調症」、「てんかん」、「再発性の失神」、「無自覚性の低血糖症」、「躁うつ病」については、「自動車運転等に支障のない状態」であれば運転免許取得及び更新に係る相対的欠格事由として「一定の病気等」とはみなされず運転免許証を取得及び更新することができます。

(4) 一定の病気に係る免許の可否等の運用基準（精神科に係る疾患）

| 一定の病気等（運転免許取得に係る相対的欠格事由） | |
|--------------------------|---|
| 1) | 統合失調症 （自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。） |
| 2) | てんかん （発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発する者を除く。） |
| 3) | そううつ病 （躁病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。） |
| 4) | 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害 |
| 5) | その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気 |
| 6) | 認知症 |
| 7) | アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒 |

1) 統合失調症の場合

- ① 医師が「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しない」旨の診断を行った場合は、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止は行われません。
- ② 「医師が6月以内に上記①に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の免許の保留又は効力の停止になります。
- ③ 上記①、②以外の場合には、免許の拒否又は取消しになります。

- ④ 上記①の場合であって、かつ今後X年間（又はX月間）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはない旨の診断を医師が行った場合は、一定期間（X年又はX月）後に臨時適正検査が行われます。

2) てんかんの場合

- ① 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合には免許の拒否等を行われません。
- ② 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、X年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合は免許の拒否等を行われません。
- ③ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害が伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合は免許の拒否等を行われません。
- ④ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合は免許の拒否等を行われません。
- ⑤ 医師が、「6月以内に上記①～④に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の免許の保留または停止となります。
- ⑥ 上記①～④以外の場合には、免許の拒否又は取消しになります。
- ⑦ 上記①に該当する場合には、一定期間後に臨時適正検査を行います。
- ⑧ 日本てんかん学会では、通常は、中型免許（中型免許（8t限定）を除く）、大型免許及び第二種免許の適正はないとされています。そのため、てんかん患者がこれらの免許の申請又は更新の申請を行った場合、上記⑤、⑥の処分にならない場合であっても、当該見解を説明の上、当面、免許申請及び更新申請の再考を勧め、申請取消し制度の活用を勧めます。ただし、現時点では、てんかんに係わる発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合は除かれます。

3) そううつ病の場合

- 1) の統合失調症と同様です。

4) 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害の場合

- ① 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生じるおそれがあり、6月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがあるとはいえない」旨の診断を行った場合には免許の拒否又は取消しが行われます。
- ② 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生じるおそれはあるが、6月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがある」との診断を行った場合には6月の免許の保留又は停止とされます。
- ③ ①、②以外の場合には、免許の拒否等を行われません。

5) その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）の場合

1) の統合失調症と同様です。

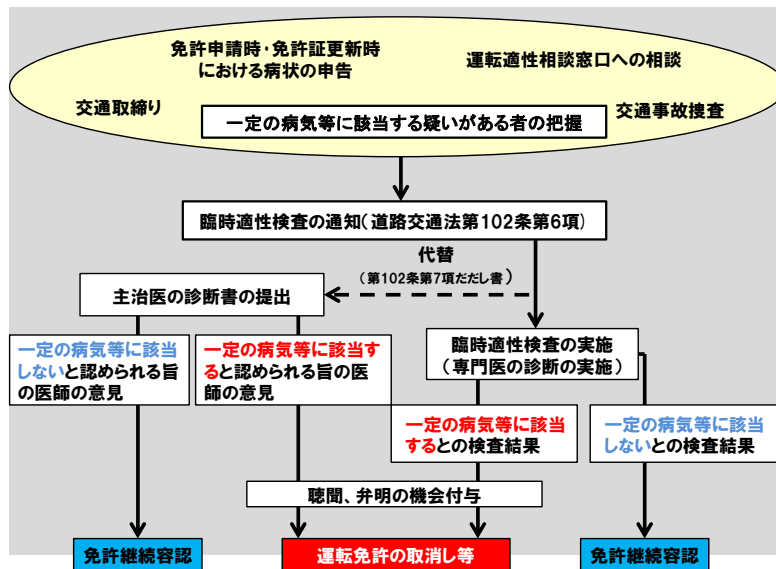
6) 認知症の場合

- ① アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）、レビー小体型認知症の場合は、免許の拒否又は取消しになります。
- ② 上記①以外の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後後遺症等）で医師が、「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について6月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、免許の拒否又は取消しになります。
- ③ 上記①以外の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後後遺症等）で医師が、「認知症について6月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、6月の免許の保留又は停止となります。
- ④ 認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合に医師が、「軽度の認知機能の低下が認められる」「境界状態になる」「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があることから、6月後に臨時適正検査を行います。

7) アルコールの中毒者の場合

- ① アルコールの中毒者については、ICD-10の「アルコール使用による精神および行動の障害」においてF10.2～F10.9までに該当し、かつ ア「断酒を継続している。」、イ「アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）の無い状態を続けている。」、ウ「再飲酒するおそれが低い。」場合のいずれか又はすべてを満たさず、医師がその旨の診断を行った場合は、免許の拒否又は取消しになります。
- ② 医師が、「アルコール依存症であり、現時点では、上記ア～ウの全てを満たすとの診断はできないが、6月以内に、上記ア～ウの全てを満たすと診断することが見込まれる」旨の診断を行った場合は、6月の免許の保留又は停止になります。
- ③ 医師が「アルコール依存症（ICD-10におけるF10.2～F10.9までに該当）であるが、上記のア～ウの全てを満たす」旨の診断を行った場合は、免許の拒否等はありません。

(5) 一定の病気等に係る運転免許の可否に関する手続きの流れ



免許申請時・免許証更新時における病状の申告、運転適性相談窓口への相談、交通取締りや交通事故捜査等において「一定の病気等にかかっている等を理由に免許の拒否等の事由に該当することとなったと疑う理由がある者」に対しては、臨時適正検査の通知が行われ、道路交通法施行規則第29条の3第2項に規定する専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師によって臨時適正検査の実施（当該病気等の専門医の診断の実施）を行うこととなります。

また、道路交通法第102条第7項ただし書きにより当該病気等の主治医が作成した診断書を提出した場合は、臨時適正検査の代替えとなるため、提出された主治医の診断書で運転免許の可否が判断されます。

| 病気等 | | 当該病気等の専門医 | 当該病気等の主治医 |
|---------------------------|----------------------------------|---|--|
| 統合失調症 そううつ病 その他精神障害 | | 精神保健指定医 | 精神科、神経科の医師である主治医 (継続的に診察している医師) |
| てんかん | | 日本てんかん学会認定医 又は認定医に準ずる医師 | 主治医(継続的に診察している医師) |
| 再発性の失神 | 神経起因性失神 | 内科医のうち当該病気の専門的知識 及び経験を有すると認められる医師 | 当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医 (継続的に診察している医師) |
| | 不整脈 | 日本循環器学会専門医 又は日本胸部外科学会認定医 | 日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会 認定である主治医 (継続的に診察している医師) |
| 無自覚性の低血糖症 | 薬剤性低血糖 | 日本糖尿病学会専門医 | 主治医(継続的に診察している医師) |
| | その他の低血糖 | 日本内分泌学会専門医又は 日本糖尿病学会専門医 | 主治医(継続的に診察している医師) |
| 重度の眠気の状態を呈する睡眠障害 | | 日本睡眠学会が当該病気についての専門的知識及び経験を有すると認める医師又はこれに準ずる医師 | 主治医(継続的に診察している医師) |
| 認知症 | | 認知症疾患医療センター、日本老年精神医学会、 日本認知症学会等の専門医 | 主治医(継続的に診察している医師) |
| 脳卒中 | | 神経内科専門医又は脳神経外科専門医 | 主治医(継続的に診察している医師) |
| アルコール等の中毒者 | | 精神保健指定医 | 当該中毒の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医(継続的に診察している医師) |
| 身体の障害 | 視聴覚障害 | 眼科医又は耳鼻咽喉科 | 眼科医又は耳鼻咽喉科医である主治医 (継続的に診察している医師) |
| | 筋ジストロフィー パーキンソン病 その他神経系の病気 | 神経内科専門医 | 神経内科専門医である主治医 (継続的に診察している医師) |
| | その他 | 整形外科医 | 整形外科医である主治医 (継続的に診察している医師) |

(6) 診断書記載ガイドライン

診 断 書

(〇〇県公安委員会提出用)

| | | | |
|---|--|-------|------------|
| 1 | 氏名 | 男・女 | |
| | 生年月日 | S・H | 年 月 日 (歳) |
| | 住所 | | |
| 2 | 医学的判断 | | |
| | 病名 | (F) | |
| | 総合的所見(現病歴、現在症、重症度、経過、治療状況など) | | |
| 3 | 現時点での症状(運転能力及び改善の見込み)についての意見 | | |
| | ア 自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力(以下「安全な運転に必要な能力」という)を欠くことになるおそれのある症状を呈していない イ 自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くおそれのある症状を呈している イー1 それは、過去6月以内に特殊な事情があったためであり、今後6月(月)以内にアの判断ができる見込みがある | | |
| 4 | その他特記すべき事項 | | |
| | (「2」「4」の記載法、「3」の評価法については、日本精神神経学会等関係学会のガイドラインを参考にすること。なお、欄外の専門医とは公安委員会の指定する専門医との意である) | | |

専門医・主治医として以上の通り診断します。

平成 年 月 日

病院又は診断書等の名称・所在地
担当診療科名

担当医師

印

1) 病名

特に病名が道路交通法上の一定の症状を呈する病気に該当するときは、それをもとに警察官等が本人と話をする可能性が高いため、その記載内容について患者に説明されていることが望ましいとされ、ICD-10 に基づき F コードを記載します。

2) 総合的所見

現病歴以外に、間近の再発の既往やその際の症状、危険な運転をした既往やそれに至る可能性が高い症状を呈した既往などがあれば記載します。

3) 判断基準

診断等において知り得た事実に基づいて予想可能な事態(要因)の範囲内で判断して良く、これまでの経過等の情報から判断します。

ア【自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力を欠くことになるおそれのある症状を呈していない場合】

アの症状を呈しない場合とは、患者が統合失調症やそううつ病に罹患し、一般的診察で重大な社会生活上の障害をきたしておらず、現在は急性精神病状態でないと考え

られ、以下の①～③に該当するような場合が該当します。

- ① 一般的な再発リスク以上のリスクはない
- ②ある事情により一般的な再発リスク以上の再発リスクはあるが、これまでの経過等から、そのときにも「安全運転に必要な能力」を欠く状態とはならないと判断される。
- ③ある事情により一般的な再発リスク以上の再発リスクがあり、これまでの経過等から、そのときには「安全な運転に必要な能力」を欠く状態とはなるが、その場合には自らの判断で運転を自制できる。

イ【自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くおそれのある症状を呈している場合】

イの症状とは、患者が統合失調症やそううつ病などに罹患しており、現在急性精神病状態にある、ないしは、ごく直近に急性精神病状態にあつて回復した直後である、ないしは最近増悪傾向にあり、ごく近い将来に急性精神病状態に陥るリスクが非常に高いなどの場合です。

また、イのみを選択し、「イ - 1 それは、過去6月以内に特殊な事情があつたためであり、今後6月（月）以内にアの判断ができる見込みがある」を選択しない場合は、免許は警視庁の判断基準に従うと「拒否又は取消し」となる可能性が高いので、ある程度の期間の後に再評価できる可能性のある場合は、できるだけ「イ」のみではなく「イ - 1」を選択します。

iv) その他特記すべき事項

今後予想される経過及び参考事項、「3 現時点での症状」の判断の根拠等を記載し、統合失調症等の一般的な再発リスクを有するのみであればその旨を記載します。

また、これまで頻回の再発がある、医師の勧告に従わないなどの特殊事情があるときはそれも記載します。病状増悪時には運転を自制できると判断される場合には、その事実を記載します。

今後予想される経過が記載できない場合は、記載する必要はありません。この場合公安委員会は、定期的（半年に1回など）に症状を確認することになります。今後 X年程度（Xは1以上の整数）の経過が予想できるのであればその旨を記載します。

「専門医」とは、公安委員会の指定する専門医であり、日本精神神経学会の精神科専門医を意味するものではありません。通常の診断書では「主治医」のみを○で囲みます。

(7) 道路交通法一部改正における「一定の病気等に係る運転者対策」

| 道路交通法一部改正における「一定の病気等に係る運転者対策」 | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気(一定の病気等)にかかっている者等の的確な把握及び負担の軽減を図るため、道路交通法を一部改正 (H25年6月7日：可決・成立、公布日：6月14日、施行日：平成26年6月1日) | | |
| I. 免許を受けようとする者等に対する質問等に関する規定の整備 | | |
| 1 | 免許を受けようとする者等に対する病気の症状に関する公安委員会の質問制度 | 重大な交通事故等を未然に防止するため、都道府県公安委員会は運転免許の取得や更新の際に、一定の病気等(安全な運転に支障を及ぼす恐れがある病気)に該当するか否かの判断に必要な質問を書面(質問票)にて交付し、質問票の交付を受けた者は必要事項を記載した質問票を都道府県公安委員会に提出することを義務付け |
| 2 | 虚偽回答に対する罰則を整備 | 運転免許の取得や更新の際の質問票に虚偽の記載をして提出した場合、又は、運転免許等を受けた者が都道府県公安委員会の必要な報告の求めに対して虚偽の報告をした場合の罰則「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」を新たに整備 |
| 3 | 一定の病気等に該当する者を診断した医師による任意の届出制度 | 医師が一定の病気等に該当する者に関する情報を都道府県公安委員会に届け出ることができる仕組みを整備(医師は診察を受けた者が運転免許を受けた者等であることを知った際に、一定の病気等に該当すると認めた場合は、都道府県公安委員会に診察の結果の届出可) |
| 4 | 一定の病気等が疑われる者に対する運転免許効力の暫定的停止制度 | 運転免許取得者が交通事故を起こした場合等において、一定の病気等が疑われる場合に、都道府県公安委員会は運転免許の効力を暫定的に停止することが可能(運転免許の効力暫定的停止は、3月を超えない範囲内の期間) |
| II. 一定の病気等の該当者に対する運転免許再取得に関する負担軽減のための規定の整備 | | |
| 1 | 運転免許再取得時の試験の一部免除 | 一定の病気等により運転免許を取り消された日から起算して3年を経過していない者が運転免許を再取得する場合は、技能試験及び学科試験が免除 |
| 2 | 取得した運転免許が継続していたものとみなす規定の整備 | 運転免許を一定の病気等により取り消された日から起算して3年以内に再取得した場合は、取り消された期間及び次の運転免許の期間については継続していたものとみなす ※施行期日：公布日から2年以内 |

平成26年の道路交通法一部改正では「一定の病気等に係る運転者対策」として、「免許を受けようとする者等に対する質問等に関する規定の整備」、「一定の病気等の該当者に対する運転免許再取得に関する負担軽減のための規定の整備」が定められました。

1) 免許を受けようとする者等に対する質問等に関する規定の整備

① 公安委員会の質問制度

平成21年道路交通法の一部改正では、重大な交通事故等を未然に防止するため、運転免許を取得あるいは更新する際に、一定の病気等に該当するか否かの判断に必要な質問票を交付し、都道府県公安委員会に提出することが義務付けられました。提出した質問票に虚偽の記載をして提出した場合、又は、運転免許等を受けた者が都道府県公安委員会の必要な報告の求めに対して虚偽の報告をした場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が処されます。

また、質問票も変更されました。平成26年5月31日までは、運転免許取得時、更新時とも質問票の回答は、それぞれの質問に対していずれかにチェックを付ける様式でした。平成26年6月1日からは、それぞれの質問に対してチェックを付ける様式ではなく「はい」「いいえ」の二者選択方式に変更になり、病気の対象期間も過去1年以内又は過去5年以内のように期間が設けられ、病気の症状等を正しく申告することが求められています。

質問票の注意事項には、各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留されないこと、又は、既に受けている免許を取り消され若しくは停止される

ことがないことや、虚偽の記載をして提出した場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることが明記されました。

一定の病気等の症状に関する「質問票」は、運用が開始された平成26年6月から平成27年5月末日までの1年間に11万1,489人が提出し、「質問票」がきっかけとなった行政処分は1,415件で、その内、虚偽記載して検挙された件数は8件となっています。

平成26年5月31日までの質問票

運転免許申請書裏面における病気の症状等申告欄
(道路交通法施行規則別記様式第十二における別紙)

| 氏名 | |
|--|---|
| 病気の症状等申告欄 | 1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方 <input type="checkbox"/> |
| | 2 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起したことがある方 <input type="checkbox"/> |
| | 3 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方 <input type="checkbox"/> |
| | 4 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方 <input type="checkbox"/> |
| | 5 1～4のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方 月 日 番 <input type="checkbox"/> |
| | 6 1～4のどれにも該当しない方 <input type="checkbox"/> |
| 備考 1 病気の症状等申告欄には、該当する個所の□にレ印を付け、項目5については、該当者は相談を終了した月日及び相談終了番号を記載すること。 2 あらかじめ点線部分で二つ折りとなっている用紙とすること。 | |

平成26年6月1日からの質問票

別記様式第十二の二(第十八条の二の二、第二十九条の二関係)

質問票

次の事項について、該当する□に(チェック)印を付けて回答してください。

| | | |
|---|-----------------------------|------------------------------|
| 1 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言をうけているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 公安委員会 殿 年 月 日 | | |
| 上記のとおり回答します。 回答者署名 | | |
| (注意事項) 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。) 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。 3 提出しない場合は手続きができません | | |

② 任意の届出制度

医師は、診察を受けた者が運転免許を受けた者等であることを知った際に、一定の病気等に該当すると認めた場合は、任意で都道府県公安委員会に診察の結果を届けることが可能になり、運用が開始された平成26年6月から平成27年5月末日までに届け出をされた件数は184件ありました。

今回の改正で「一定の病気等が疑われる患者」の診療情報を都道府県公安委員会へ届け出ることについては、医師の守秘義務の対象となりました。

③ 一定の病気等が疑われる患者の運転免許効力の暫定的停止制度

運転免許取得者が交通事故を起こした場合等において、一定の病気等が疑われる場合に、3ヶ月を超えない範囲内の期間において都道府県公安委員会は運転免許の効力を暫定的に停止することが可能になり、運用が開始された平成26年6月から平成27年5月末日までの1年間に195件が暫定的に停止されています。

2) 一定の病気等の該当者に対する運転免許再取得に関する負担軽減のための規定の整備

① 運転免許再取得時の試験の一時免除

一定の病気等により運転免許を取り消された日から起算して3年を経過していない者が運転免許を再取得する場合は、技能試験及び学科試験が免除されます。

② 取得した運転免許が継続していたものとみなす規定の整備

運転免許を一定の病気等により取り消された日から起算して3年以内に再取得した場合は、取り消された期間及び次の運転免許の期間については、継続していたものとみなす規定も設けられました。

4. 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

(1) 高齢運転者対策の推進を図るための規定が整備された経緯

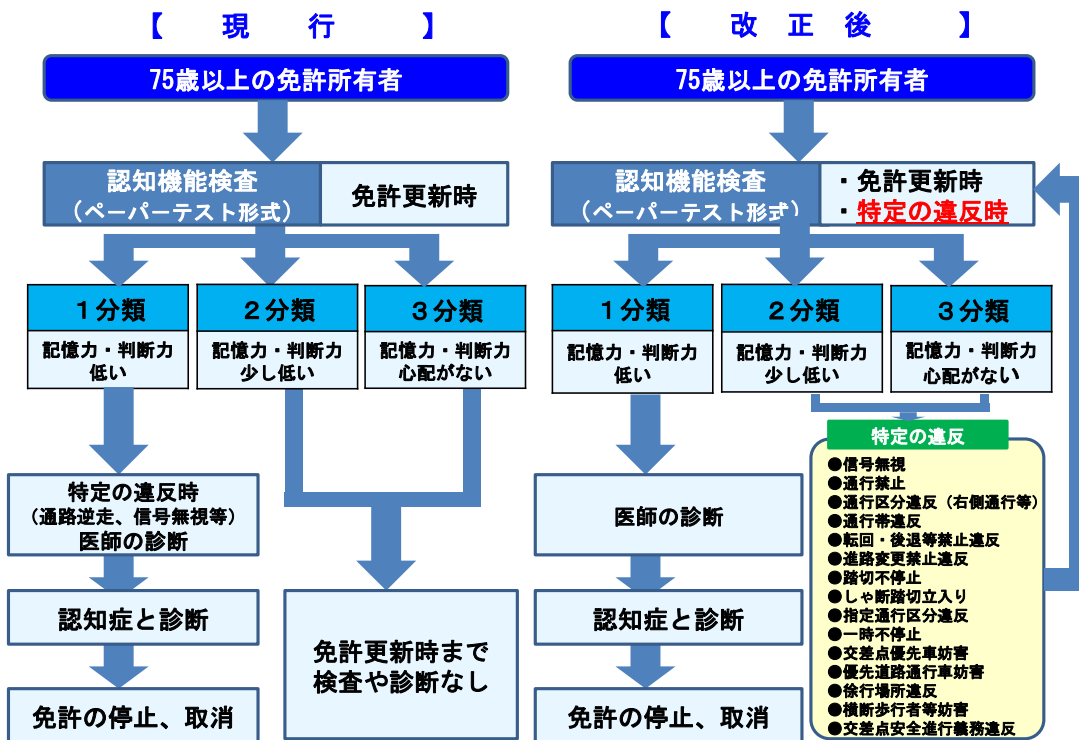
平成25年において75歳以上の高齢運転者による交通事故件数は、34,757件と平成15年に比べ約1.6倍に増加しており、交通事故全体に占める割合も5.8%と約2.4倍に増加しています。同年中の死亡事故のうち、75歳以上の高齢運転者の占める割合も11.9%と平成15年に比べ約2.1倍に増加しており、今後、高齢化の進展に伴い、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されます。

また、75歳以上の高齢運転者について、認知機能の低下による運転行動の特徴を調査した結果では、この機能が低下した者は、そうでない者と比べて信号無視、一時不停止、運転操作不適等の危険な行動をとる割合が高くなっています。

75歳以上の高齢運転者による交通事故の特徴として、運転操作不適、一時不停止、信号無視による事故の割合が高いことと照らし合わせると、認知機能の低下が高齢運転者による事故に相当の影響を及ぼしているものと考えられます。平成25年において75歳以上の高齢運転者による死亡事故458件のうち、3割以上は認知機能の低下が疑われる者によるものでした。

そのため、平成27年6月17日に公布された道路交通法の一部改正において、高齢運転者対策の推進を図るための規定が整備され、公布日から2年以内に施行されます。

(2) 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備



改定前の道路交通法では、75歳以上の運転免許所有者は3年毎の免許更新時に認知機能検査を受け、「記憶力及び判断力が低い」1分類に判定された場合は、道路逆走や信号無視といった特定の違反時に医師の診察が義務付けられており、認知症と診断されれば免許の取消し又は停止となっていました。

ところが、免許更新時の認知機能検査で「記憶力・判断力少し低い」2分類や「記憶力・判断力心配がない」3分類に判定された場合は、免許更新時まで認知機能検査や医師の診断は義務づけられていませんでした。

認知症の有病率は年齢が高くなるにつれて高くなり、3年を待たず認知機能が低下することも考えられます。

そのため、改正道路交通法では、75歳以上の運転免許所有者は3年毎の免許更新時だけでなく特定の違反時においても認知機能検査を行い、「記憶力及び判断力が低い」1分類に判定された場合は、医師の診断が義務付けられ、認知症と診断された場合は免許の取消し又は停止することになりました。

以上

精神科医療関連制度基礎テキスト

自動車の運転に係る法律

第2章 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 (自動車運転死傷行為処罰法)

1. 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律制定の経緯

悪質な交通違反における死傷事件事例

| | 栃木県鹿沼市におけるクレーン車による小学生多数が被害者となる交通事故 | 愛知県名古屋市におけるブラジル人による飲酒・無免許死亡ひき逃げ事件 | 京都市祇園における運転者の疾病が関係した疑われる暴走による多数の死傷事故 | 京都府亀岡市における小学生多数が被害者となる交通事故 |
|--|------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 発生時期 | H23.04.18 | H23.10.30 | H24.04.12 | H24.04.23 |
| 運転免許の有無 | 有 | 繰り返し無免許運転 | 有 | 繰り返し無免許運転 |
| 交通規制順守状況 | | 一方通行逆送 飲酒・ひき逃げ | | |
| 運転者が一定の病気が否か | 該当 | 否 | 該当 | 否 |
| 事故時の意識状態 | てんかん発作による意識障害 | | ? | 2日間運転し居眠り |
| 「危険な運転行為」を故意に行って人を死傷させた場合に適用される危険運転致死傷罪「刑の上限は懲役20年」ではなく、過失、つまり注意を怠って起こした事故に適用される自動車運転過失致死傷罪「刑の上限は懲役7年」が適用された。 | | | | |

平成23年10月30日未明に、愛知県名古屋市信号機のない交差点において、無免許のブラジル人男性が酒気を帯びた状態で普通乗用車を運転し、一方通行を逆走中、自転車で行っていた被害者と出会い頭に衝突する事故を起こしたにもかかわらず、そのまま逃走し、被害者が事故後に死亡した事件。平成24年4月23日の朝に、京都府亀岡市内の府道上において、無免許の少年が運転する軽四乗用自動車が、集団登校中の小学生等、10名の列に突っ込み、保護者1名と小学生2名が死亡し、その他7名の小学生が重軽傷を負った事件など悪質な運転行為による死亡事故等が起きています。

これら悪質な運転行為による死亡事故に対して、本来なら「危険な運転行為」を故意に行って人を死傷させた場合に適用される「危険運転致死傷罪」（刑の上限は懲役20年）が適用されるところが、注意を怠って起こした事故に適用される「自動車運転過失致死傷罪」（刑の上限は懲役7年）が適用されています。

そのため、遺族の方々から厳罰化が望まれ、また世論も後押しをし、新たな法律を制定することになりました。

2. 自動車運転による人身事故を起こした場合の刑法等の一部を改正する法律

| 刑法等の一部を改正する法律 | |
|--|------|
| 改正前 | 改正後 |
| <p>(危険運転致死傷) 第208条の2 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。</p> <p>2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に見放し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。</p> | 削除 ※ |
| <p>(業務上過失致死傷等) 第211条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。</p> | |
| <p>2 自動車の運転に必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。(自動車運転過失致死傷罪)</p> | 削除 ※ |

※ 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」創設に伴い、刑法から削除された項目

自動車運転による死傷事故を起こした場合に係る法律は、刑法に「危険運転致死傷罪」「自動車運転過失致死傷罪」として定められていました。今回、悪質な運転行為による死亡事故に対して新しい法律を制定することで、刑法に掲げられている「危険運転致死傷罪」、「自動車運転過失致死傷罪」の一部が削除され新しい法律に移行しました。

3. 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

| 自動車運転死傷行為処罰法(平成26年5月20日施行) | | | | | |
|--|--|--|--|-----------------|---------------------------|
| 自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処するため、悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則を創設 | | | | | |
| 罪名 | 対象となる運転・事故 | 罰則 | 無免許運転による加重 ※1 | 根拠法 | |
| | | | | 自動車運転致死傷処罰法(新法) | 改正前の刑法 |
| 危険運転致死傷罪 | アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態での事故 | ■死亡事故 懲役1年以上 20年以下 ■傷害事故 懲役15年以下 | ■傷害事故 懲役6月以上 20年以下 (※2は対象外) | 第2条第1項 | 第208条の2 ⇒改正後削除 |
| | 危険な高速度運転による事故 | | | 第2条第2項 | |
| | 運転技能なしによる事故 ※2 | | | 第2条第3項 | |
| | 危険な割り込み等による事故 | | | 第2条第4項 | |
| | 危険な速度・赤信号を故意に見放しする運転の事故 | | | 第2条第5項 | |
| | 危険な速度で通行禁止道路運転による事故 | | | 第2条第6項 | |
| 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪 | アルコール又は薬物の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で起こった事故 | ■死亡事故 懲役15年以下 ■傷害事故 懲役12年以下 | ■死亡事故 懲役6月以上 20年以下 ■傷害事件 懲役15年以下 | 第3条第1項 | 新たな罰則 ※1 |
| | 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気の影響で正常な運転が困難な状態での事故 | | | 第3条第2項 | |
| 過失運転致死傷罪 ※3 | 自動車の運転に必要な注意を怠ったことで、人を死傷させた場合 | 懲役12年以下 | 懲役15年以下 | 第4条 | 第211条の2 の第2項 ⇒改正後削除 |
| | | 懲役・禁錮7年 又は100万円 以下の罰金 | 懲役10年以下 | 第5条 | |

※1 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」創設に伴い、新たに定められた項目

※3 名称(自動車運転過失致死傷罪)を変更

(1) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の概要

新しく制定された「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」(自動車運転死傷行為処罰法)は、平成25年4月12日に閣議決定され同日に第183回通常国会に提出、衆議員法務委員会で審議されていましたが、6月26日に会期末を迎え、閉会中審査(継続審議)となりました。そのため、第185回臨時国会において審議され、平成25年11月20日に可決成立しました。自動車運転死傷行為処罰法は、平成25年11月27日に公布され、平成26年5月20日に施行されました。

(2) 危険運転致死傷罪について

1) 死亡事故：懲役1年以上20年以下、傷害事故：懲役15年以下に該当する項目

刑法「第208条の2」に定められていた「危険運転致死傷罪」の項目は、刑法から削除され、新たな法律の第2条第1項から第5項に移行し、危険な速度で通行禁止道路を運転して起こった死傷事故が危険運転致死傷罪の適用対象(第2第6項目)に追加されました。死亡事故の場合は、1年以上20年以下の懲役、傷害事故の場合は15年以下の懲役となります。

ただし、傷害事故を起こした運転者が無免許運転の場合は、6月以上20年以下の懲役となり、刑の上限が5年加重されることとなります。

2) 死亡事故：懲役15年以下、傷害事故：懲役12年以下に該当する項目(新たな罰則)

アルコールや薬物の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で起こった死傷事故や自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気の影響で正常な運転が困難な状態で起こった死傷事故については、新たに危険運転致死傷罪が適用され、死亡事故の場合は15年以下の懲役、傷害事故の場合は12年以下の懲役になります。

ただし、事故を起こした運転者が無免許の場合は、死亡事故では6月以上20年以下の懲役、傷害事故では15年以下の懲役となります。

なお、政令で定める「自動車運転に支障を及ぼすおそれがある病気」は、道路交通法において運転免許の欠格事由の対象とされている一定の病気等を参考として、その症状に注目して、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがあるものに限定されます。

3) 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪について(新たな罰則)

アルコール又は薬物の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で死傷事故を起こし、アルコール又は薬物摂取等の発覚を逃れるための行為(逃走等)をした場合は、新たに過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪が適用され、12年以下の懲役となります。

ただし、事故を起こした運転者が無免許の場合は15年以下の懲役となります。

4) 過失運転致死傷罪について

刑法「第211条の2の第2項」に定められていた「自動車運転過失致死傷罪」の項目は、刑法から削除され、新たな法律の第5条に移行し、「過失運転致死傷罪」に名称変更となりました。自動車の運転上必要な注意を怠ったことで、人を死傷させた場合は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処されます。

(3) 新しく定められた処罰の影響

1) 正常な運転に支障が生じるおそれのある状態

「正常な運転に支障を生じるおそれのある状態」とは、道路や交通の状況などに応じた運転をすることが難しい状態にはなっていないが、アルコールや薬物、又は病気のために自動車を運転するのに必要な注意力・判断能力・操作能力が相当低下して、危険である状態のことです。

例えば、アルコールの影響による場合は、道路交通法の酒気帯び運転罪になる血中アルコール濃度0.3mg/ml以上、呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上程度のアルコールが体内にある状態です。

病気の影響による場合は、意識を失うおそれのある病気（てんかん、再発性の失神、低血糖、重度の眠気症状を呈する睡眠障害）で、意識を失うような発作の前兆症状が出ている状態や、前兆症状は出ていないけれども、決められた薬を飲んでいないために運転中に発作のために意識を失ってしまうおそれがある状態です。

また、精神疾患による場合は、急性の精神病状態に陥るおそれがある状態が「正常な運転に支障を生じるおそれのある状態」に該当します。

急性の精神病状態とは、数日単位で急に現れ、幻覚や妄想に加えて、極端な興奮や過活動、顕著な精神運動制止、緊張病性行動が見られる明らかに病的な行動の状態とされています。（公益社団法人日本精神神経学会の見解）

2) 「自動車運転に支障を及ぼすおそれのある病気」

| 疾患名 | 自動車の運転に支障を及ぼすおそれのある病気 | 一定の病気等 (運転免許取得に係る相対的欠格事由) |
|------------------------|---|--|
| 統合失調症 | 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くおそれがある症状を呈する 統合失調症 | 統合失調症 (自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。) |
| そううつ病 (そう病及び鬱病を含む。) | 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くおそれがある症状を呈する そう鬱病 | そううつ病 (そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。) |
| 低血糖症 | 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くおそれがある症状を呈する 低血糖 | 無自覚性の低血糖症 (人為的に血糖を調整することができるものを除く。) |
| 睡眠障害 | 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害 | |
| てんかん | 意識障害及び運動障害をもたらす発作が再発するおそれがある てんかん (発作が睡眠中に限り再発するものを除く) | てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害をもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発する者を除く。) |
| 再発性の失神 | 再発性の失神 (脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。) | |

道路交通法令において、運転免許の欠格事由となる病気は、例えば「統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く）」のように、先に病名を挙げて「・・・の症状を呈しないものを除く」といった限定する表現で規定されています。

一方、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」においての「自動車運転に支障を及ぼすおそれのある病気」は、検察官が立証しなければならない責任を負っていることが明確な「・・・の症状を呈する」との表現に統一して規定しています。これは、病気のために正常な運転に支障が生じるおそれがある状態であることを自分で分かっているながら自動車を運転し、病気のために正常な運転が困難になり、人を死亡させたり負傷させたりした場合に重く処罰する趣旨から、自動車を運転するには危険な状態となる症状がどのようなものであるかを積極的に表現したものになっています。なお、低血糖以外のものについては、自動車の運転免許の欠格事由となる病気と内容は同じです。

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」では、①無自覚性ではない②前兆症状が自覚できる③人為的に血糖を調整できる低血糖であっても、前兆を自覚し糖分を摂取したり、インシュリン注射を行う等の適切な措置を採らずに自動車を運転することは、危険な状態であることを自分で分かっていることから「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気」の対象になります。

しかし、運転免許取得に係る相対的欠格事由では「無自覚性の低血糖（人為的に血糖を調節できるものを除く。）」とされ、無自覚性ではない低血糖症や、人為的に血糖を調整できる低血糖症は、運転免許の欠格事由となる病気とはされていません。

4. 医薬品服用中の自動車運転禁止等に関する患者への説明

医薬品服用中の自動車運転禁止等に関する患者への説明

添付文書の使用上の注意に自動車運転等の禁止等の記載がある医薬品を処方又は調剤する際は、医師又は薬剤師からの患者に対する注意喚起の説明を徹底させること。（厚生労働省 H25.05.29 通知）

総務省では、「意識障害等の副作用がある医薬品について、『自動車運転等の禁止』などの注意事項を添付文書に記載すべきことを検討し、速やかに添付文書の改訂を指示する」旨の勧告も行っており、近く、添付文書改訂を求める通知も厚労省から発出される予定

厚生労働省医薬食品局総務課長・安全対策課長は、平成 25 年 5 月 29 日に「添付文書の使用上の注意に自動車運転等の禁止等の記載がある医薬品を処方又は調剤する際は、医師又は薬剤師からの患者に対する注意喚起の説明を徹底させる」旨を各都道府県衛生主管部（局）長等宛に通知しました。自動車運転等の禁止等とは、自動車運転等の禁止又は自動車運転等の際は注意が必要とする旨が該当します。

以上